

官報

号外 昭和三十五年三月三十一日

第三十四回 衆議院會議録 第十八号

昭和三十五年三月三十一日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和三十五年三月三十一日

午後一時開議

第一 精神薄弱者福祉法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 精神薄弱者福祉法案(内閣提出)

財団法人日本海外協會連合會對する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

午後四時九分開議

日程第一 精神薄弱者福祉法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、精神薄弱者福祉法案を議題といたします。

精神薄弱者福祉法案

右 國會に提出する。

昭和三十五年二月十五日

内閣總理大臣 岸 信介

精神薄弱者福祉法

目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 精神薄弱者福祉審議會(第四条—第八条)

第三章 援護の機關及び福祉の措置(第九条—第十七条)

第四章 精神薄弱者援護施設(第十八条—第二十一条)

第五章 費用(第二十二條—第二十七條)

第六章 雜則(第二十八條—第二十九條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、精神薄弱者に対し、その更生を援助することにも必要な保護を行ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護の実施につとめなければならない。

(関係職員協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団

体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。

第二章 精神薄弱者福祉審議會

(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、精神薄弱者の福祉に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機關として精神薄弱者福祉審議會(以下「審議會」という。)を置く。

2 審議會は、精神薄弱者の福祉に関する重要事項について、関係行政機關に意見を具申することができる。

3 審議會は、精神薄弱者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができ

(組織)

第五条 審議會は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議會に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第六条 審議會の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一 学識経験のある者
二 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者

三 関係行政機關の職員

2 学識経験のある者又は精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第七条 審議會に、委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(政令への委任)

第八条 この法律で定めるものは、か、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護の機關及び福祉の措置

(援護の実施機関)

第九条 この法律に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有す

る精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者については、その現在地の都道府県知事が行なうものとする。

（精神薄弱者福祉司）

第十条 都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならない。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができる。

3 精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4 精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に係る前項第二号

の業務については、他に置かれていない精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十一条 精神薄弱者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、精神薄弱者福祉司として必要な学識経験を有するもの

（精神薄弱者更生相談所）

第十二条 都道府県は、精神薄弱者更生相談所を設けなければならない。

2 精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

3 精神薄弱者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なうことができる。

（福祉事務所）

第十三条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者の福祉に関し、必要な実情の把握につとめること。

二 精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導

を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

第十四条 福祉事務所を設置しない町村（特別区を含む。）の長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。

（協力機関）

第十五条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

（民生委員の協力）

第十六条 援護の実施機関は、十八歳以上の精神薄弱者につき、その

福祉を図るため、必要に応じて次の措置をとらなければならない。

一 精神薄弱者又はその保護者（配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するものをいう。）を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

二 精神薄弱者を当該地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、又は他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に紹介すること。

三 精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第二号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者の援護を委託することができる。

一 前項第二号の措置をとることができないか、又は相当でないとき。

二 当該施設に援護を委託するこ
とが、前項第二号の措置をとる
よりも、当該精神薄弱者の福祉
のために効果的であると認めら
れるとき。

3 援護の実施機関は、第一項第二
号若しくは第三号又は前項の措置
をとるに当たつて、医学的、心理
学的及び職能的判定を必要とする
場合には、あらかじめ、精神薄弱
者更生相談所の判定を求めなけれ
ばならない。

4 第一項第二号又は第二項の措置
については、援護の実施機関は、
厚生大臣が審議会の意見を聞いて
定める基準に適合する精神薄弱者
援護施設に精神薄弱者を入所さ
せ、若しくは紹介し、又はその援
護を委託しなければならない。

(福祉事務所長への委任)

第十七条 援護の実施機関は、前条
第一項及び第二項の措置をとる権
限の全部又は一部をその管理する
福祉事務所長に委任することがで
きる。

第四章 精神薄弱者援護施設
(精神薄弱者援護施設)

第十八条 精神薄弱者援護施設は、
十八歳以上の精神薄弱者を入所さ

せて、これを保護するとともに、
その更生に必要な指導訓練を行な
う施設とする。

(施設の設置)

第十九条 都道府県は、精神薄弱者
援護施設を設置することができる。
る。

2 市町村、社会福祉法人その他の
者は、社会福祉事業法の定めると
ころにより、精神薄弱者援護施設
を設置することができる。

(紹介による入所)

第二十条 地方公共団体の設置する
精神薄弱者援護施設は、援護の
実施機関から第十六条第一項第
二号の規定による紹介を受けたと
きは、正当な理由がなければ、そ
の精神薄弱者を入所させなければ
ならない。

(運営の基準)

第二十一条 厚生大臣は、審議会の
意見を聞き、精神薄弱者援護施設
が第十六条第一項第二号の規定に
よる入所の措置により、若しくは
同号の規定による紹介を受けて精
神薄弱者を入所させ、又は同条第
二項の規定により精神薄弱者の援
護の委託を受けた場合におけるそ

の運営について必要な基準を定め
なければならない。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市
町村の支弁とする。

一 第十条第二項の規定により市
町村が設置する精神薄弱者福祉
司に要する費用

二 第十六条の規定により市町村
長が行なう行政措置に要する費用
(第四号に掲げる費用を除く。)

三 市町村が設置する精神薄弱者
援護施設の設置に要する費用

四 市町村が設置する精神薄弱者
援護施設の運営に要する費用
(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都
道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都
道府県が設置する精神薄弱者福
祉司に要する費用

二 第十二条第一項の規定により
都道府県が設置する精神薄弱者
更生相談所に要する費用

三 第十六条の規定により都道府
県知事が行なう行政措置に要す
る費用 (第五号に掲げる費用を
除く。)

四 都道府県が設置する精神薄弱
者援護施設の設置に要する費用

五 都道府県が設置する精神薄弱
者援護施設の運営に要する費用
(繰替え支弁)

(繰替え支弁)

第二十四条 都道府県、市及び福祉
事務所を設置する町村は、その長
の管理に属する福祉事務所の管轄
区域内にある精神薄弱者援護施設
で厚生大臣の指定するものに対し
他の都道府県知事又は市町村長が
第十六条第二項の規定により精神

薄弱者の援護を委託した場合にお
いては、その委託に要する費用に
ついて一時繰替え支弁をしなけれ
ばならない。

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、第二十
二条第三号の規定により市町村が支
弁した費用については、政令の定
めるところにより、その四分の三
を負担する。

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めると
ころにより、第二十二号又は第二
十三号の規定により市町村又は都
道府県が支弁した費用について、
次に掲げるものを負担する。

一 第二十二号の費用のう
ち、第十六条第二項の規定によ
る行政措置に要する費用につい
ては、その十分の八

二 第二十二号第四号の費用につ
いては、その十分の八

三 第二十三号第二号の費用のう
ち、精神薄弱者更生相談所で行
なう相談、判定及び指導に要す
る費用については、その十分の
八

四 第二十三号第三号の費用のう
ち、第十六条第二項の規定によ
る行政措置に要する費用につい
ては、その十分の八

五 第二十三号第四号の費用につ
いては、その十分の五

六 第二十三号第五号の費用につ
いては、その十分の八

2 国は、前条の規定により都道府
県が負担した費用の三分の二を負
担する。

(費用の徴収)

第二十七条 精神薄弱者援護施設を
設置する都道府県又は市町村の長
は、当該施設に入所中の精神薄弱
者又はその扶養義務者(民法(明治
二十九年法律第八十九号)に定め
る扶養義務者をいう。以下同じ。)

から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六章 雑則

(町村の一部事務組合)

第二十八条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(援護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第二十九条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為

は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

2 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所长とみなす。

(児童福祉法の一部改正)

3 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事」に改める。

第二十七条第一項第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司、社会福祉主事」に改める。

(地方財政法の一部改正)
4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 精神薄弱者の援護に要する経費

(民生委員法の一部改正)

5 民生委員法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により総務一人を定めなければならない。

2 総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の五 精神薄弱者福祉法の一号を加える。

(昭和三十五年法律第 号)の定めるところにより、精神

精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第十二条第七号の二の次に次の

第二十九条第一項の表中

中央身体障害者福祉審議会

「中央身体障害者福祉審議会」厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。

「中央身体障害者福祉審議会」厚生大臣の諮問に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。

(社会福祉事業法の一部改正)

7 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に、「精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)」を加える。

第二条第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者援護施設を経営する事業

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 精神薄弱者の更生相談に應ずる事業

一号を加える。
七の三 精神薄弱者福祉法を施行すること。

第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「及び身体障害者福祉法」を、「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

(入場税法の一部改正)

8 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

二 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)による精神薄弱者援護施設(この表において「精神薄弱者援護施設」という。)を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「身体障害者更生援護施設」の

下に、「精神薄弱者援護施設」を加える。

理由

精神薄弱者の更生を援助することにも必要な保護を行なうため、精神薄弱者福祉司、精神薄弱者更生相談所等を設けるほか、精神薄弱者援護施設への入所その他その福祉を図る制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長永山忠則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 ただいま議題となりました精神薄弱者福祉法案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

全国で約三百万人といわれる精神薄弱者のうち、児童福祉法の対象とならない十八才以上の者に対しては、社会一般の理解や関心はきわめて薄く、現在、ややもすれば福祉の措置に欠けるきらいがあつて、家族の重い負担となり、さらには、もろもろの社会悪の原因ともなつておるのであります。これ

ら成人の精神薄弱者に対して、その更生を援助するとともに、必要な保護を行ない、もつてその福祉をはかりとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

そのおもなる内容は、精神薄弱者に対し、福祉措置の前提となる専門的な判定を行ない、あわせて、その相談・指導をつかさどる機関として、各都道府県に精神薄弱者更生相談所を設置するとともに、精神薄弱者の相談・指導等を専門的に行なう職員として精神薄弱者福祉司を置くこと、精神薄弱者の援護施設への収容、その他の福祉制度を設けること、並びに、精神薄弱者福祉対策の推進をはかるために、広く学識経験者による審議会を設けると、等であります。

本法案は、二月十五日本委員会に付託され、同月二十五日渡邊厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、昨十三日の委員会において、質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本会は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、次の附帯決議を付することに決しました。これを朗読いたします。

一、精神薄弱者の実体を明らかにするため積極的に調査を進め、その

発生予防、援護、更生のための総合的援護措置をすみやかに確立すること。

二、精神薄弱者の援護施設の収容力が入所必要者の数に比し著しく不足な現情にかんがみ、国は思い切つた予算措置をとり、国立の施設の増加、公私立の施設に対する国庫負担の増額をはかること。

三、児童福祉法と成人を対象とする本法の施設との関連を明らかにし、経費の負担、責任の分野など移行措置に遺憾なきを期すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案を議題といたします。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月三十日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎殿

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律

(貸付条件)

第一条 政府は、財団法人日本海外協会連合会(以下「連合会」という。)に対し、連合会が中南米諸国その他政令で定める外国に永住の目的をもつて移住する者に対して必要な最低限度の渡航費を貸し付けるために必要な資金を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件によることができる。

一 利率 年三分六厘五毛。ただし、第二号の据置期間中は、無利子とする。

二 償還期間 貸付けの日の属する年の初日から起算して二十年(貸付けの日の属する年の初日から起算して十年の据置期間を含む。)

三 元金の償還及び利息の支払方法 元利均等年賦償還の方法により各年の末日を支払日とする。

(既存の債権の内容変更)

第二条 政府は、昭和二十七年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間において、移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く。)の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費と

昭和三十三年三月三十一日 衆議院會議録第十八号 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

三三八

して財団法人アマゾン産業研究所、財団法人日伯協会及び財団法人和歌山県海外協会に貸し付けた貸付金で、連合会が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下この条において同じ。については、昭和三十三年三月三十一日現在における各貸付金の残高及び当該貸付金に係る未納の利息の合計額に相当する金額を、それぞれ貸し付けた日に前条各号に掲げる条件により貸し付けたものとする内容に変更することができ。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長小泉純也君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小泉純也君登壇〕

○小泉純也君 ただいま議題となりました、財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、移住者渡航費貸付資金の貸付条件を緩和するとともに、既往の貸付にかかると債権の内容を変更し、もって海外移住の振興をはかることを目的とするものであります。

従来、移住者に対する渡航費の貸付は、日本海外協会連合会を通じ、年利五分五厘、元本据置四年、自後八年の元利均等年賦償還の条件でこれを行なつて参つたのであります。移住者の定着を促進する見地から相当の無理があると思われまふので、この際、貸付条件を緩和いたしまして、利率については十年間無利子据置とし、その後は年三分六厘五毛の低利にいたし、償還期限は据置期間を含めて二十年としたのであります。また、既往の貸付分につきましても、新条件に均等させるよう、今後の利率と償還期限については新条件と同様の取り扱いをいたすものであります。

この法案は、予備審査のため三月二十一日外務委員会に付託され、その後、参議院において可決の上、本院に送付、三月三十日本委員会に付託されました。本委員会は、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願いたいと存じます。

かくて、討論を省略し、採決の結果、今三十一日、全会一致政府原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席国務大臣

厚生大臣 渡邊 良夫君

出席政府委員

外務政務次官 小林 絹治君

厚生省社会局長 高田 正巳君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

治山治水緊急措置法

(議決通知)

一、昨三十日、本院は衆議院議員足立篤郎君、同小松信太郎君、同重政誠之君、同三宅正一君及び参議院議員河野謙三君が肥料審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、昨三十日、本院は国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員

加藤謙造君を指名した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任)

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 山中 吾郎君

法務委員 井伊 誠一君

文教委員 大原 亨君 山口シヅエ君

社会労働委員 山口シヅエ君 西村 力弥君

商工委員 東海林 稔君 辻原 弘市君

運輸委員 横山 利秋君

建設委員 岡 良一君

予算委員 辻原 弘市君 東海林 稔君

決算委員 浅沼稻次郎君 河上丈太郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

浅沼稻次郎君 河上丈太郎君

法務委員 岡 良一君

文教委員 山口シヅエ君 大原 亨君

社会労働委員

西村 力弥君 山口シヅエ君

商工委員

辻原 弘市君 東海林 稔君

運輸委員

建設委員 田中 稔男君

予算委員

東海林 稔君 辻原 弘市君

決算委員

山田 長司君 久保 三郎君

(理事補欠選任)

一、昨三十日、国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 山村新治郎君(理事二階堂進君昨三十日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

生田 宏一君 小松信太郎君

(特別委員補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

田中 榮一君 田中幾三郎君

(議案受理)

一、昨三十日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

優生保護法の一部を改正する法律案

一、昨三十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法のの一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)

外務委員会 付託

優生保護法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

社会労働委員会 付託

一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

法務委員会 付託

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、昨三十日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

四国地方開発促進法案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

一、昨三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

治水特別会計法案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅暫定措置法案

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案通知書受領)

一、昨三十日、参議院において、第三十三回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法案

(調査要求承認)

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は今三十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国会の決算審査に関する事項

二、調査の目的

決算審査の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面よりの意見及び説明聴取、報告及び参考資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和三十五年三月三十日

決算委員長 鈴木 正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十三年三月三十一日 衆議院會議録第十八号

三四〇

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一 官報課